

愛知県動物愛護管理推進計画

2021年3月



目次

○ 策定の趣旨と背景	1
○ 基本的な方針	3
○ 各自治体の主な事務	5

視点Ⅰ 人と動物の共生する社会の実現にむけた取組の推進

アクション1 動物愛護思想の普及啓発	6
アクション2 県民の動物との共生への理解の促進	7
アクション3 所有者のいない猫問題への取組	8

視点Ⅱ 飼い主の責務の徹底

アクション1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	10
アクション2 所有者明示（個体識別）措置の推進	12
アクション3 犬の逸走防止等の徹底	14
アクション4 犬・猫等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底	16
アクション5 返還・譲渡の推進に向けた取組	16
アクション6 飼い猫の適正飼養の推進	18
アクション7 周辺環境への迷惑防止の徹底	18
アクション8 遺棄・虐待の防止	20

視点Ⅲ 動物取扱業者の責務の徹底

アクション1 動物取扱業者の登録等の徹底	21
アクション2 動物取扱業者に対する監視指導の実施	22
アクション3 動物取扱責任者に対する研修会の実施	23

視点Ⅳ 関係機関等との連携の確保、協働の充実

アクション1 市町村における取組への支援	25
アクション2 地元獣医師会等との連携	26
アクション3 動物取扱業関係団体との連携	27
アクション4 動物愛護団体との連携	28
アクション5 その他関係機関等との連携	29
アクション6 動物愛護推進協議会の運営、動物愛護推進員の活動充実	29

視点Ⅴ 危機管理対応

アクション1 特定動物の適正飼養の徹底	31
アクション2 放浪犬対策の強化	33
アクション3 狂犬病発生時における対応	33
アクション4 動物由来感染症に対する取組	34
アクション5 災害発生時における対応	35

トピックス

愛知県における犬猫の引取りと殺処分について	37
-----------------------	----

資料

1	愛知県動物愛護管理推進計画における 過去6年間（2014-2019）の主な取組状況とその主な課題について	39
2	用語説明	44
3	連絡先一覧	49

策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族・単身世帯の増加が進む中で、犬、猫等の家庭動物を家族の一員に位置付け、伴侶動物（コンパニオンアニマル）として心のやすらぎや生きがいを求める傾向が強くなっています。

また、動物の飼養による子供の情操教育を始め、心身に疾患や障害がある人や高齢者に対し、動物とのふれあいを通じて癒やしやリハビリテーションの効果を期待する動物介在活動など、動物の社会的役割は益々重要になっています。

一方で、動物を飼うにあたっては、動物の命を終えるまで適切に飼養する、いわゆる終生飼養が求められるほか、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。

愛知県は2018年度末の犬の登録頭数が全国第3位であり、多くの世帯で動物が飼養されていると考えられることから、動物の愛護を推進すること、並びに、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう飼い主により適切に管理されることは大変重要なことです。

本県では、2008年3月に策定した「愛知県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）に沿い、人と動物とが共生できるより良い社会の実現を目指して、狂犬病予防業務や動物愛護管理業務に関する施策を県内自治体と連携して取り組んでいます。

2014年に見直しを行った本計画は順調に進捗しており、計画中に掲げた数値目標については、既に達成しています。

このようななか、2019年に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が一部改正され、公布されました。2020年6月からその一部が施行され、今後2022年6月までに順次施行されることになっています。

今回の改正は、マイクロチップ装着の義務化、第一種動物取扱業の規制の強化、特定動物飼養の規制の強化、虐待が疑われる際の獣医師による通報の義務化など、非常に多岐にわたるものです。

動物愛護管理法の改正をうけ、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が2020年4月に改正されました。

今回の改正では、従前の指針の基本構成を踏襲しており、動物愛護管理法の改正の内容を踏まえて内容の拡充・修正等が行われました。

本県においても、これまでの取組状況を振り返り、本県における課題や実情を踏まえたうえで、改正動物愛護管理法や基本指針に即したかたちで、学識経験者、地元獣医師会、動物愛護団体、関係事業者団体等の代表者により構成される愛知県動物愛護推進協議会や、県民の皆様からの御意見を反映させた内容となるよう、本計画を改正することとしました。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

基本的な方針

(1) 動物愛護管理法及び基本指針の改正への対応

基本指針の改正では、指針の見直しに向けた点検結果や動物愛護管理法の改正の内容を踏まえ、現行の基本構成を踏襲したかたちで、内容の拡充・修正等が行われました。

本県においては、概ね順調に計画に沿って各取組を進めてきましたが、各取組は継続して取組む必要があることから、現行の取組を引き継ぎつつ、動物愛護管理法及び基本指針の改正の内容に即するよう現行計画の内容の拡充・修正等を行い、さらに、効果的な施策となるよう取組を進めます。

また、県民の皆様の本計画の趣旨をより理解していただきやすくなるよう、計画の構成を整理します。

(2) 対象動物

動物愛護管理法に定める愛護動物^{*}を対象とします。

※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

(3) 計画期間

基本指針に即し、2021年度から2030年度の10年間とします。

なお、5年目（2025年度）を目途に見直しを行います。

(4) 計画の主な修正・拡充点

- 人と動物とが共生できるより良い社会を実現するためには、動物を飼っている方だけでなく、動物を飼っていない方を含めた多くの県民の方の動物愛護思想に対する理解が必要です。

このため、これまで視点Ⅳを中心に掲げてきた動物愛護思想の普及啓発等の取組を視点Ⅰ「人と動物の共生する社会の実現に向けた取組」として集約し、再構築しました。

- また、飼い主が果たすべき責務がより明確になるよう、新たな視点Ⅱとして「飼い主の責務」を整理しました。特に、動物愛護管理法の改正により、遺棄・虐待の罰則が強化され、また、虐待が疑われる際の獣医師による通報が義務化されたことなどをうけ、アクション8として「遺棄・虐待の防止」の取組を新たに掲げました。
- 新たな視点Ⅲ「関係機関等との連携の確保、協働の充実」として、これまで掲げてきた関係機関の他にも、遺棄・虐待事例における警察との連携や多頭飼育問題などにおける福祉部局との連携等、今後動物愛護担当部局以外の関係機関等との協働がより必要となると考えられることから、アクション5として「その他関係機関等との連携」を掲げ、多様な関係機関等との協働を検討しながら取組を進めていくこととしました。

- 本計画の策定当初から重点的に取り組んできた、犬猫の引取り数及び殺処分数の減少に向けた取組は、本計画を総合的に進めることにより達成されるものであることから、愛知県におけるこれまでの取組や現状、さらに今後の方針について、ひとつのトピックスとしてとりまとめました。

(5) 計画の新たな体系

視点Ⅰ 人と動物の共生する社会の実現に向けた取組	
アクション1	動物愛護思想の普及啓発
アクション2	県民の動物との共生への理解の促進
アクション3	所有者のいない猫問題への取組
視点Ⅱ 飼い主の責務の徹底	
アクション1	犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
アクション2	所有者明示（個体識別）措置の推進
アクション3	犬の逸走防止等の徹底
アクション4	犬・猫等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底
アクション5	返還・譲渡の推進に向けた取組
アクション6	飼い猫の適正飼養の推進
アクション7	周辺環境への迷惑防止の徹底
アクション8	遺棄・虐待の防止
視点Ⅲ 動物取扱業者の責務の徹底	
アクション1	動物取扱業者の登録等の徹底
アクション2	動物取扱業者に対する監視指導の実施
アクション3	動物取扱責任者に対する研修会の実施
視点Ⅳ 関係機関等との連携の確保、協働の充実	
アクション1	市町村における取組への支援
アクション2	地元獣医師会等との連携
アクション3	動物取扱業関係団体との連携
アクション4	動物愛護団体との連携
アクション5	その他関係機関等との連携
アクション6	動物愛護推進協議会の運営、動物愛護推進員の活動充実
視点Ⅴ 危機管理対応	
アクション1	特定動物の適正飼養の徹底
アクション2	放浪犬対策の強化
アクション3	狂犬病発生時における対応
アクション4	動物由来感染症に対する取組
アクション5	災害発生時における対応
トピックス	
愛知県における犬猫の引取りと殺処分について	

各自治体の主な事務

根拠法令	業務内容	愛知県	名古屋市	中核市				その他市町村
				豊橋市	岡崎市	一宮市	豊田市	
狂犬病予防法	犬の登録事務	◆	○	○	○	○	○	○
	犬の狂犬病予防注射事務	◆	○	○	○	○	○	○
	犬の捕獲・返還事務	○	○	○	○	○	○	
動物愛護管理法	犬・猫の引取り事務	○	○	○	○	○	○	
	負傷動物収容事務	○	○	○	○	○	○	
	動物取扱業登録等・監視指導事務	○	○		☆			
	特定動物飼養保管許可・監視指導事務	○	○	☆	☆	☆	☆	

◆ 普及啓発を実施

☆ 愛知県事務処理特例条例により権限移譲

視点Ⅰ

人と動物の共生する 社会の実現にむけた 取組の推進

人と動物の共生する社会の実現のためには、動物を飼っている方だけでなく、動物を飼っていない方を含めた多くの県民の方の動物愛護思想に対する理解が必要です。広く県民の方に正しい知識と理解を持っていただくために、より一層の動物愛護思想の啓発に努めます。

アクション1 動物愛護思想の普及啓発

現状・課題

人と動物が共生できるより良い社会を実現するためには、動物の飼養の有無に関わらず全ての県民の方を対象に、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識と理解を持っていただけるよう、普及啓発していく必要があります。

また、伴侶動物（コンパニオンアニマル）としての動物だけでなく、実験動物や産業動物等として人に利用される動物に対しても、その命に敬意を表し、動物福祉（アニマルウェルフェア）の観点に配慮して適正に取扱うことが徹底されるよう周知する必要があります。

本県においては、様々な機会を利用して動物の愛護と適正な飼養に関する啓発活動を行っており、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」と表記します。）で定める動物愛護週間（9月20日から26日）には、毎年、関係団体と協力して普及啓発のため各種行事を実施してきました。

また、幼少期に動物とふれあうことや家庭でのペットの適正な飼養の経験等により、動物を愛する気持ちや、生命尊重の心が育まれるとされていることから、こういった取組を通じて、次世代を担う子供たちに動物愛護思想について普及啓発していくことが重要と考え、教育活動等へ参加してきました。

なお、実験動物や産業動物等人に利用される動物については、本県では、環境省が定める「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、これらの動物が適正に取り扱われるよう周知しています。

これまで、啓発資材の作成や、インターネット・メディア等の活用など、啓発の場を広げてきましたが、まだまだ、啓発の対象が一部の動物の飼い主などに限定されていることが課題であり、今後さらに広い範囲の県民の方を対象として普及啓発を行う必要があると考えます。

今後の方針

現在の取組を継続しながら、動物愛護推進員や関係団体等との協働など、さらに効果的な普及啓発の方法を検討し、より一層動物愛護思想の普及啓発を推進していきます。

具体的取組

- 効果的な動物愛護週間行事の検討・実施
- 動物愛護推進員や関係団体との協働など、効果的な普及啓発方法の検討・実施
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の普及啓発
- 農林水産部局との連携による産業動物の管理者及び飼養者に対する普及啓発

アクション2 県民の動物との共生への理解の促進

現状・課題

これまで、県民の方々に動物との共生に関する理解を深めていただくため、以下のような取組を実施してきました。

○飼い主に対する動物の適正な飼養の支援

犬・猫の飼い方、しつけ方、疾病予防等の相談に対し、適正飼養についての個別の助言指導やしつけ方教室を開催しています。また、県が引取ったり保護収容した犬・猫を新しい飼い主に譲渡する際には、講習を行って飼い主の義務や心構えなどについて学んでいただき、適正飼養の啓発に努めています。特に、犬については、他の模範となる家庭犬とその飼い主を育成するため、譲渡後も継続的に講習会を開催しています。

○動物を取り巻く地域問題の解決に向けた支援

不適正な飼養を原因とする苦情に係る飼い主への指導や、次のアクションで掲げる所有者のいない猫問題への取組として、その解決法の1つである「地域猫活動」に関する地域説明会の実施にあたっての支援に取り組んでいます。

○地域社会での動物の活躍の支援

県が引取ったり保護収容した中で、適性があると判断した犬に対して、専門的かつ高度な訓練を行い、動物介在活動を行う支援犬として育成し、動物介在活動を実施しているボランティア団体に譲渡しています。

○動物を介した子どもたちの情操教育の支援

幼少期における動物愛護に対する心の発達を促すため、動物愛護団体や地元獣医師会と連携し、園児等が犬・猫とのふれあいなどを行う、ふれあい教室を実施しています。また、児童生徒が実際に動物とふれあい、動物愛護の現状について知り、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学習する場を提供するため、小中学校の総合学習や高等学校の授業の一環として、関連施設の見学や職場体験学習を積極的に受け入れています。

今後の方針

現在の取組をより一層推進し、人と動物が共生できる社会の実現につなげるよう努めます。

具体的取組

- しつけ方教室の開催による適正飼養の普及啓発
- 動物の飼養に関する個別電話相談
- 犬の問題行動に対するしつけ方等相談
- 模範的な飼い主となるための教育支援と優良な家庭犬の育成支援
- 不適正な飼養を原因とする苦情に係る飼い主への指導の実施
- 動物介在活動等に適した動物の育成、譲渡
- 動物介在活動に関する広報の実施
- ふれあい教室の実施
- 体験学習等の受入の実施

アクション3 所有者のいない猫問題への取組

現状・課題

地域に住みついた所有者のいない猫については、責任の所在が明らかでなく、その対策に苦慮しているのが現状です。

所有者のいない猫に対して、「可哀そうだから」という理由でただ単に餌を与えているだけだと、周辺の迷惑やトラブルになることが多くあります。ただ単に餌を与えるだけではなく、新しい飼い主を見つけたり、地域猫活動（所有者のいない猫の数を増やさないために、地域の十分な理解の下に、不妊去勢手術をした上で、一代限りの命を全うするまで餌の管理や糞の始末等を行い、その地域で共同管理する活動）を行うなど、責任をもった行動が望まれます。

これまで、県ではただ単に餌を与えるだけの行為に対し、餌を与える行為の責任と自覚を促すチラシ等を作成し、市町村の自治会等に配布し啓発を実施してきました。また、地域猫活動については、これまで県内で実施したモデル事業等から得た知見等を踏まえ、住民説明会などの支援を行ってきました。

これらの取組の結果、県等に収容される猫は徐々に減少していますが、未だに行政には猫に関する苦情が多く寄せられています。

一方で、所有者のいない猫が繁殖して増える原因のひとつとして、不妊去勢を行わずに外飼いされている飼い猫の存在があります。後の視点Ⅱでもアクションとして掲げていますが、飼い猫の適正飼養の普及啓発を図りつつ、地域の実情を考慮しながら所有者のいない猫問題へ継続して取り組んでいく必要があります。

今後の方針

地域猫活動等の所有者のいない猫問題の解決には、地域全体の理解と協力が不可欠です。その上で、地域猫活動を実施するには、活動に習熟したボランティア団体による支援を得ながら、地域住民の間で、エサ、掃除、資金等の飼養に関するルールを作り、これにより適正に管理していくことが求められます。

行政は、引き続き地域猫活動を行おうとする地域住民等に対して必要な助言等を行っていきます。

また、所有者のいない猫に対し管理意識が無く、ただ単に餌を与えるだけの行為は、地域住民とのトラブルの原因となることが多く、また、所有者のいない猫対策を実施するにあたり一番重要となる地域全体の理解・合意形成の障害となります。こうしたことを防止するため、ただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについて、さらに広く啓発を行っていきます。

具体的取組

- 地域猫活動等の所有者のいない猫問題に対する取組についての普及啓発
- 地域猫活動を行う地域等に対する説明、助言等の実施
- 市町村等が行う所有者のいない猫問題の対策に関する支援
- 所有者のいない猫に対してただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについての普及啓発

視点Ⅱ

飼い主の 責務の徹底

動物を適切に飼養するためには、飼い主がその責務として、関係法令を遵守するとともに、動物の習性や疾病予防などに関する知識を習得することが必要です。

このため、飼い主の責務について啓発するとともに、法令に違反する飼い主に対しては行政指導や告発等厳正に対処してまいります。また、県民の動物に対する理解が深まるよう啓発等に努め、殺処分減少に向けた取組の推進や周辺環境への迷惑防止等の問題解決につなげてまいります。

アクション1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

現状・課題

人と動物が共生するためには、まず、第一に動物が人に危害を及ぼさないようにすることが大切です。動物による危害の一つに動物由来感染症がありますが、この中で、最も注意しなければならないものの一つとして狂犬病があります。

狂犬病は、ひとたび発症するとその治療法はなく、ほぼ 100%死亡する大変恐ろしい感染症です。国内では、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病の予防注射の徹底や、放浪犬の捕獲などの実施により、1957 年以降、動物での発生はありませんが、現在でも、一部の国や地域を除き世界各地で発生しています。

特に、中国やインドをはじめとしたアジア諸国では、狂犬病による死者が多く発生しています。1957 年以降、日本国内で犬に咬まれて発生した事例はありませんが、2020 年度には、フィリピンで犬に咬まれ、来日後に狂犬病を発症するといういわゆる輸入症例事例がありました。

国外との行き来が頻繁となっている日本において、人や動物の移動により、いつ海外から国内に狂犬病が持ち込まれてもおかしくない状況にあります。

万一、狂犬病が国内に侵入した際には、その蔓延を防止するため、飼い犬の予防接種は非常に重要です。

県及び県内市町村では、狂犬病予防注射の重要性について積極的に広報等を行ってまいりましたが、県内の狂犬病予防注射の接種率（注射頭数/登録頭数）の推移をみると、1998 年度は 88.9%でしたが、10 年後の 2008 年度は 81.1%、2018 年度は 75.8%に低下しています。

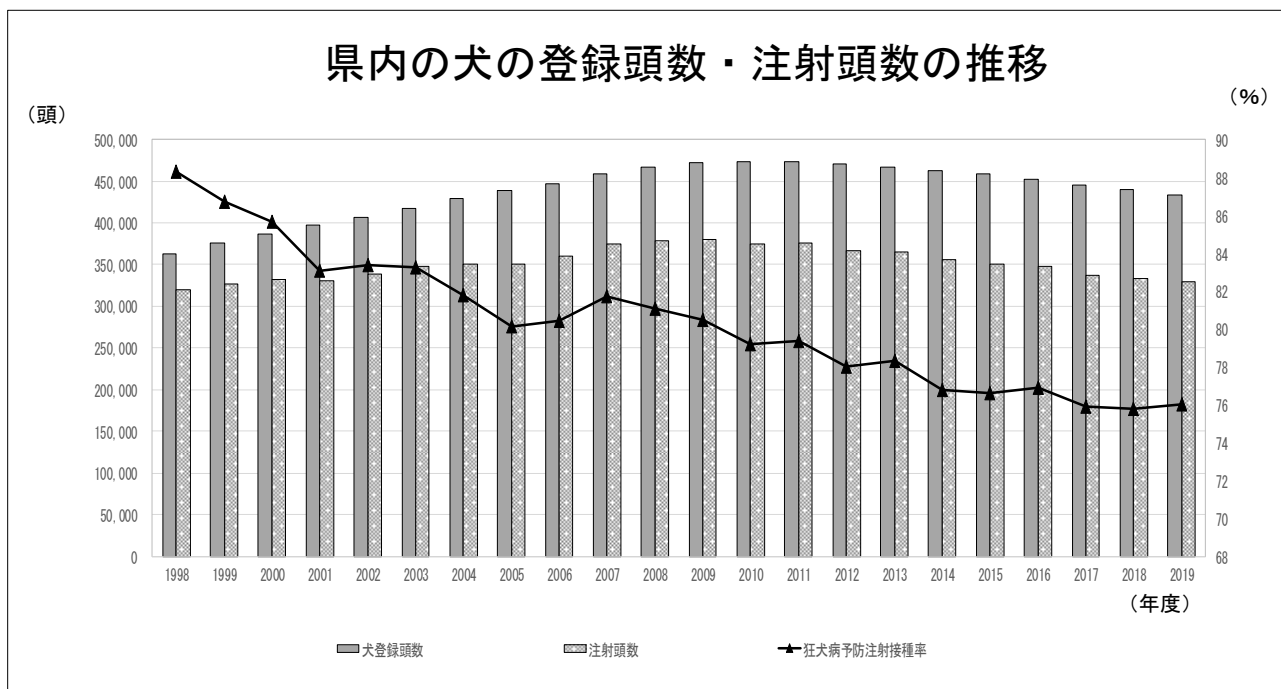
また、一般社団法人ペットフード協会が発表する犬の飼育頭数から推定される県内の犬の飼育数は登録数よりも多く、実際には、未登録の犬が相当数存在すると考えられることから、実際の接種率は更に下回っていると考えられます。

このまま接種率が低下していくと、万が一狂犬病が県内に侵入した場合、爆発的流行が起

こることも否定できません。

これまで県は、犬の登録及び狂犬病予防注射接種事務を担う市町村の担当者を対象に、年1回研修会を開催し、狂犬病予防注射接種率の向上に向けての有効な取組等について情報共有や議論を促す等支援に努めてきました。

また、ホームページや広報紙による啓発を積極的に行ってきましたが、さらに効果的な方法により広く啓発することが課題です。



今後の方針

引き続き、市町村と連携を取りながら、国内での狂犬病の発生や蔓延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の実施について広く啓発し、狂犬病予防注射の接種率の向上に努めます。

2019年度に実施した県政世論調査では、ペットの入手方法として、「ペットショップやブリーダーで購入した」という人が全体の約53%であり、次いで「知人から譲り受けた」25.8%、「拾った」18.9%、「行政機関から譲り受けた」5.2%、「その他」7.2%でした。犬を飼い始める際に、犬の登録及び狂犬病予防接種の義務について周知徹底することが効果的であると考えられることから、ペットの入手方法の多くを占めるペットショップやブリーダーにおける啓発を推進することが、効果的と考えられます。そのため、ペットショップ等第一種動物取扱業者との協力体制の構築に努めます。

また、ペットショップ以外でペットを入手する人も多くいることから、ペットを入手した後に飼い主がよく利用すると考えられる動物病院等の施設との連携を強化する等、さらに効果的な啓発に努めます。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
 - 啓発資材の配布や情報提供による市町村広報に対する支援
 - 市町村の関係職員を対象とした狂犬病担当者連絡会議の開催
 - 犬の販売時における啓発についての第一種動物取扱業者との協力体制の構築
 - ・第一種動物取扱業者に対する犬の登録及び狂犬病予防注射の重要性の啓発の実施
 - ・ペットショップで配布する飼い主への啓発資材の作成
 - ・販売時の啓発の徹底についての協力依頼
 - 動物病院等飼い主が利用する施設における啓発の促進
 - ・獣医師会との連携による動物病院における啓発
 - ・4～6月※における動物病院等における集中的な啓発の実施
- ※狂犬病予防法により、予防注射の時期は4月1日から6月30日までと定められています。
(3月2日以降において狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りではありません。
また、生後91日以上犬を所有することになった場合は30日以内に予防注射を受けさせる必要があります。)
- 動物病院における犬の登録事務及び鑑札、注射済票交付事務の委託の推進
 - 動物取扱業者に対する犬の登録・狂犬病予防注射の実施の指導
 - 違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

アクション2 所有者明示（個体識別）措置の推進

現状・課題

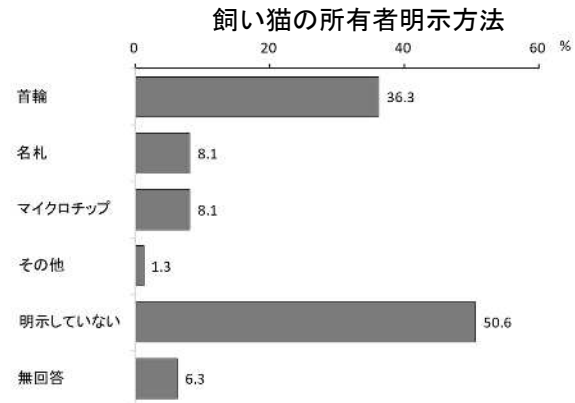
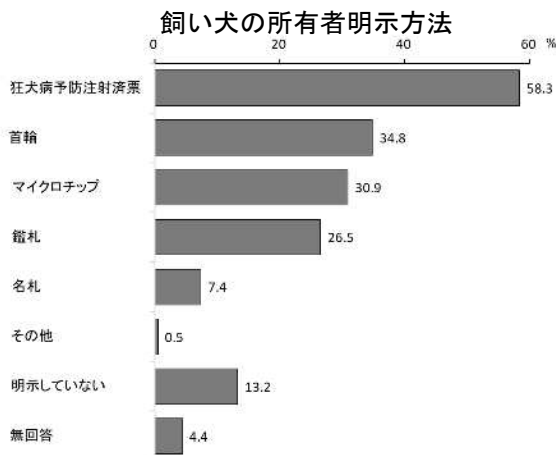
犬については狂犬病予防法に基づく登録と鑑札及び注射済票の装着、特定動物については動物愛護管理法に基づくマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

また、動物愛護管理法において、全ての動物について、動物の所有者を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならないとされており、これを受けて、環境省からその方法についての基準が示されています。

2019年の動物愛護管理法改正では、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化が規定され、2022年6月1日から施行されることとなりました。

また、販売される犬猫以外の飼い主に対しても自身が所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するように努めなければならない、と規定されました。

2019年度に実施した県政世論調査で、どのような方法で所有者明示をしているか調査したところ、犬では「狂犬病予防注射済票」と答えた人の割合が58.3%と最も高く、続いて「首輪」(34.8%)、「マイクロチップ」(30.9%)の順となりました。また、猫では「首輪」と答えた人の割合が36.3%と最も高く、続いて「名札」(8.1%)、「マイクロチップ」(8.1%)の順となりました。このことから、マイクロチップについては、未だ十分に普及していないことが課題としてあげられます。



(2019年度県政世論調査結果)

また、県等が動物を収容した際に、マイクロチップ上の飼い主情報が正しく登録されていないことが多く見受けられ、所有者明示としての役割を果たしていないことがあります。情報の登録やその後変更等があった場合の正しい管理方法についてもさらに普及していく必要があります。

なお、同調査において、「所有者明示をしていない」と回答した人が犬で13.2%、猫で50.6%あり、未だに所有者明示が不十分である状況です。

大地震等の災害発生時には、動物が飼い主と離れ離れになってしまうことも多く、災害発生時に行方不明になった動物を探し出すためにも、所有者明示措置は大変重要です。

所有者明示措置は、このような迷子発生の防止だけでなく、所有者の責任の所在を明確にすることにより所有者の飼い主としての自覚を促し、ひいては動物の遺棄防止にもつながるものです。

今後の方針

犬については、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札及び注射済票の装着の徹底を図るとともに、装着性の向上を図るため鑑札・注射済票のデザイン等の変更の検討を引き続き市町村に呼びかけます。犬以外の猫等の動物の飼い主に対しても、所有者明示措置の意義、役割等について更なる周知啓発に努めます。

マイクロチップについては、販売される犬猫への装着が徹底されるよう犬猫の販売を行う動物取扱業者への指導を行います。また、県等から譲渡する動物等へのマイクロチップの装着や、一般の飼い主へのマイクロチップ装着支援の検討等による普及の促進に努めます。

また、飼い主の変更等に伴う登録情報の適切な管理について啓発を行います。

具体的取組

- 市町村と連携した犬の登録と鑑札の装着等の周知徹底
- 装着性の向上を図るため鑑札・注射済票のデザイン等の変更の推進
- ホームページや広報紙による啓発、効果的な啓発活動の検討
- 動物病院等飼い主が利用する施設における啓発の促進
(動物病院等で配布する啓発資材の作成の検討)

○第一種動物取扱業が販売する犬猫へのマイクロチップ装着徹底の指導

(2022年6月1日～)

○譲渡する動物等へのマイクロチップの装着

○マイクロチップ装着への支援

○マイクロチップ装着及び登録方法等の普及啓発

○違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

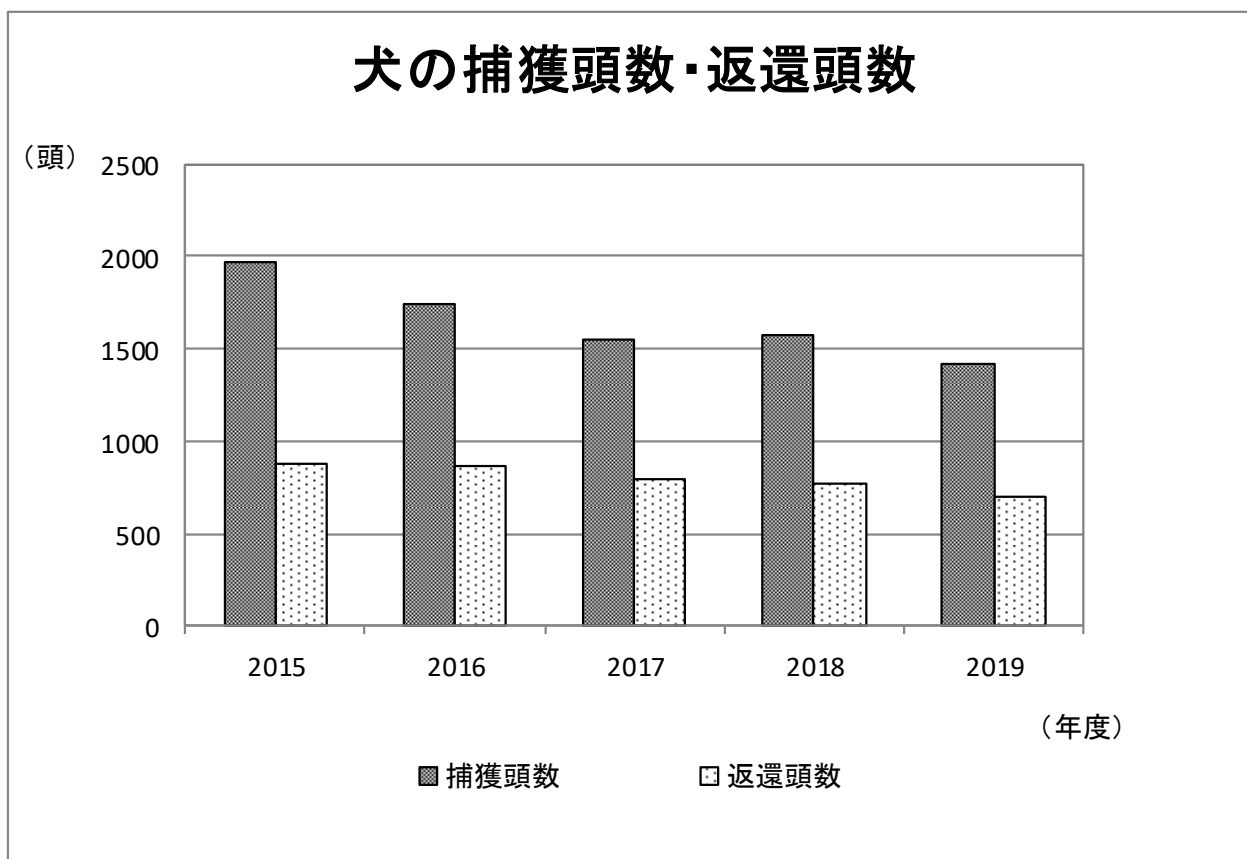
アクション3 犬の逸走防止等の徹底

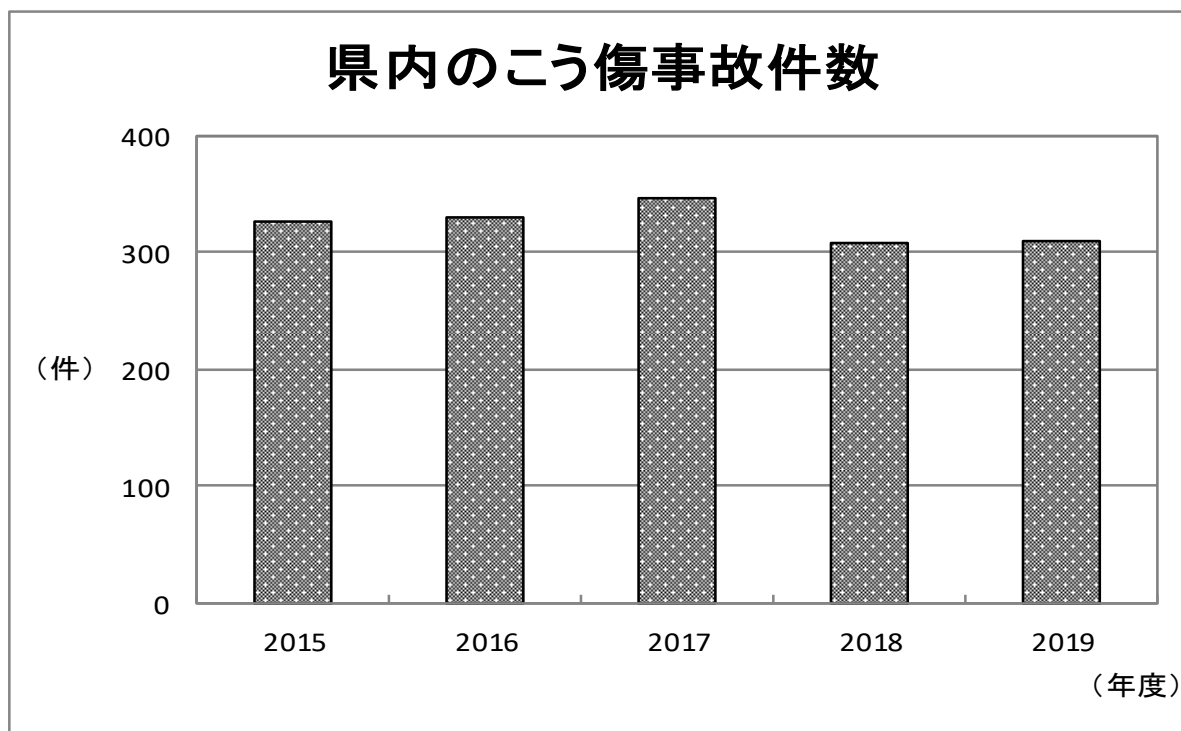
現状・課題

愛知県では、動物の愛護及び管理に関する条例により、飼い犬はつないでおかなければならない、とされています。

県内における過去5年間の放浪犬の捕獲頭数の推移をみると、2015年度の1,972頭から2019年度の1,395頭へと徐々に減少していますが、捕獲した犬のうち約半数の700頭前後は飼い主に返還されており、飼い犬の逸走防止措置が十分ではないと考えられる事例が多くみられています。また、犬によるこう傷事故については、毎年300件程度発生しており、その約4分の1が逃走中や放し飼いの犬によるものです。

日常では、「火花や雷など大きな音に驚いて犬が逃げた」という事例が多くみられます。日常はもちろん、災害等の非常事態に突然犬が驚いて逃げないよう、普段から逸走防止措置を徹底しておくことが重要です。





今後の方針

犬の飼い主に対し、犬の放し飼いの禁止及び逸走防止措置について強く啓発していきます。特に夏場など花火や雷に驚き逸走する犬が多いことから、時期を捉えた効果的な啓発に努めます。

なお、捕獲犬の返還時においては、再発防止の徹底について強く指導するとともに、放し飼いを何度も繰り返す悪質な飼い主に対しては、措置命令を行うなど厳正に対処します。

また、放れている犬については、人への危害の発生を防止するため条例に基づき捕獲を行います。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
- 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- 放し飼い犬等の苦情相談
- 放し飼い犬等の捕獲
- 捕獲犬の返還時における徹底指導
- 違反者に対する行政指導、行政処分又は告発等

アクション4 犬・猫等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底

現状・課題

感染症の予防注射を始めとした動物医療の発展やペットフードの普及など飼養環境の改善により、犬や猫の平均寿命は延びています。一般社団法人ペットフード協会によると、2018年の犬の平均寿命は14.29歳、猫は15.32歳となっており、一旦動物を飼い始めると、家族の一員として過ごす期間はかなりの年月となります。

動物を飼い始めるにあたり、飼い主やその家族のライフスタイルの変化、飼養や治療に要する費用などを十分に考慮しないと、途中で飼養を投げ出すことにもなりかねません。

また、適正に管理することができる動物の数には限度があることから、不用意な繁殖は結果として不幸な動物を生み出すことにつながってしまいます。

適切に管理できる数の動物を、動物の生涯に渡って適正に飼養することが、動物にとっても人にとっても一番好ましいと考えます。

2019年の動物愛護管理法の改正では、みだりに繁殖して適正飼養ができないおそれがあるときは、不妊・去勢手術などの繁殖防止措置をしなければならないことが規定されました。

一方で、2019年度に実施した県政世論調査では、飼っているすべての犬又は猫に不妊去勢手術をしているのは、犬又は猫を飼っている人の約72%であり、約3割の飼い主は未だ不妊去勢措置を実施していない現状が明らかになりました。

不妊去勢措置の意義の普及を図り、適切に措置がなされるよう普及啓発に努めていく必要があります。

今後の方針

犬や猫を飼養しようとする人、既に飼養している人に対し、動物の終生飼養及び不妊去勢措置の徹底について引き続き強く啓発及び助言指導等を行っていきます。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
- 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- 犬・猫の引取り相談時における助言指導
- 終生飼養の原則に反する引取りの拒否
- 犬・猫の譲渡時における啓発

アクション5 返還・譲渡の推進に向けた取組

現状・課題

捕獲や保護により収容した犬・猫については、飼っている犬や猫がいなくなったとの通報

により作成する失踪届台帳等との照合や、公示、ホームページへの掲載、マイクロチップの確認等を実施して可能な限り飼い主を探し、判明したものについては速やかに返還しています。

なお、返還時には、逃走原因等の聞き取りを行い、確実な係留や所有者明示等について指導を行うなど、再発の防止を図っています。

引取り又は捕獲等で収容し、飼い主が判明しなかった犬・猫については、健康診断、攻撃性や社交性の判定を実施し、新しい家族のもとで社会復帰できるかどうか判断した上で希望者へ譲渡を行っています。

この際、飼養に当たり一定の知識や技術等が必要な個体等については、ボランティアと連携して譲渡先を探す等の取組を進めています。

譲渡希望者については、住居状況、家族構成等を聞き取り、適正な環境で飼養できることを確認し、事前に動物を飼うにあたっての終生飼養等の心構えについての講習会を実施した上で、譲渡しています。また、譲渡後には、新たな飼い主から飼養状況について報告を受けるとともに、必要に応じ現地確認を行っています。

愛知県では、インターネット等を活用した家族さがしの実施、休日を含めた家族さがしの実施や、政令市及び中核市との行政の壁を越えた広域的な譲渡の実施に関する体制の構築など、譲渡の促進に向け、取組を進めてきました。特に、2016年度からは、生まれたばかりの子犬や子猫を哺乳して育てていただくミルクボランティア制度を導入することにより、譲渡の可能性を広げてきました。

このように譲渡が促進される中、愛知県動物愛護センターではこれまでより多くの犬や猫が長期間収容される状況となっており、収容した犬や猫の適正な飼養環境の確保が課題となっています。今後は、動物福祉に配慮し、動物を譲渡に適した状態で飼養管理できる環境整備に努めるよう、また、譲渡の機会が増えるようにボランティアや県民の方が集いやすい環境整備などにも取り組む必要があります。

今後の方針

犬・猫の飼い主に対し、飼っている犬・猫がいなくなったら各動物愛護担当窓口、警察、併せて市町村へも問い合わせるよう引き続き啓発し、捕獲等により収容した犬・猫については、インターネット等を活用した広報等を行い、返還率の向上に努めます。

今後も譲渡の促進に向け、ボランティアの育成・支援を行い、連携して活動できる体制整備を継続して行います。

また、動物愛護センターの環境整備に努め、さらに譲渡が促進されるよう努めます。

具体的取組

- 迷い犬・猫の問い合わせ窓口に関する広報
- インターネット等を活用した迷い犬・猫の飼い主への返還率の向上
- 返還・譲渡の推進に向けた動物愛護センターの環境整備

アクション6 飼い猫の適正飼養の推進

現状・課題

飼い猫については、飼い主に対し、疾病予防や交通事故防止及び地域に対する迷惑防止の観点から、屋内飼養を推奨し啓発しています。また、先のアクションでも記載したように、所有者明示措置の徹底及び不妊去勢措置の実施についても啓発しています。しかし、未だに不妊去勢措置をせずに外飼いをする飼い主もみられ、所有者のいない猫が繁殖して増える一因となっています。愛知県では、猫の適正飼養に関するガイドブックを作成する等啓発に努めてきました。今後さらに、猫の飼い主に対する適正飼養の普及啓発を強化していくことが必要です。

今後の方針

飼い猫について、屋外で繁殖したり、遺棄されることによって所有者のいない猫を増やすことに繋がらないように、引き続き屋内飼養、所有者明示の徹底、不妊去勢措置等の実施についての啓発に努めていきます。

具体的取組

○ホームページ、チラシ等による飼い猫の屋内飼養、不妊去勢措置等適正飼養の実施の普及啓発

アクション7 周辺環境への迷惑防止の徹底

現状・課題

犬の鳴き声や散歩時における糞の放置、屋外飼養の猫による庭や畑への糞・尿などは、近隣住民間のトラブルを引き起こす原因となります。

動物を飼っている人と飼っていない人とのトラブルを避けるためには、飼い主の責任として他人に迷惑がかからないよう動物を適正に飼養することが大切です。

また、多頭飼育は、鳴き声や悪臭などによりペット公害とまで言われるほど、深刻な問題に発展するケースもあります。

多頭飼育による問題は、全国では生活環境を損なう事例としてしばしば発生しており、本県でも人口が密集している地域を中心に発生が見られます。

また、行政に所有者のいない動物へただ単に餌を与えるだけの行為に対する苦情が多く寄せられている現状を考慮し、2019年の動物愛護管理法の改正では、周辺の生活環境が損なわ

れる事態の原因になりうる行為に「給餌若しくは給水」が追加されました。

先のアクションでも述べたように、ただ単に餌を与えるだけではなく、新しい飼い主を見つけるなど責任をもった行動が望まれます。

今後も餌を与える行為の責任と自覚を促すチラシ等を作成し、ただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについて、継続して普及啓発に努める必要があります。

今後の方針

犬の散歩時のマナーの遵守、鳴き声による迷惑防止などの犬のしつけや適正な環境での飼養、猫の屋内飼養など、動物の適正飼養について引き続き広く啓発し、必要に応じて指導助言等を行っていきます。

特に、猫については、近隣住民とのトラブルが屋外飼養によることが多いことから、屋内飼養の利点に関する周知も含め啓発の徹底を図ります。

また、多頭飼育問題が発生した場合は、近隣住民の方々、関係市町村、愛護団体及び関係事業者団体と連携を図りながら適切に対応していきます。

なお、多頭飼育問題について他自治体との情報交換等により情報を収集し、その対処法等について検討を重ねます。

さらに、所有者のいない動物に対してただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについて、普及啓発に努めます。

具体的取組

- 適正飼養の啓発、指導助言等の実施
- 猫の屋内飼養の推奨
- 所有者のいない動物に対してただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについての普及啓発
- 多頭飼育問題に関する情報収集及び対処法等の検討

アクション8 遺棄・虐待の防止

現状・課題

2019年の動物愛護管理法の改正において、遺棄、虐待に対する罰則等が強化されました。

県では2011年度から犬・猫の引取りを有料化したことに伴い、動物を遺棄する者が増加しないよう、警察及び地元獣医師会等と連携して遺棄の禁止について、強く周知啓発を行ってきました。今後もこの取組を継続していく必要があります。

また、同法改正ではあわせて獣医師に対し、虐待の通報が義務化されました。虐待が疑われる事例については、一般住民の方から市町村に相談が寄せられることもあります。これらの対応には市町村や警察との連携が必要になる場合もあることから、関係機関と連携し、通報への対応等や体制を構築する必要があります。

今後の方針

引き続き、警察や地元獣医師会等と連携して遺棄の防止について啓発していきます。

また、関係機関と連携し、虐待に関する通報への対応等や体制の構築に努めます。

具体的取組

- 動物の遺棄・虐待防止に関する地元獣医師会・警察等と連携した啓発活動の実施
- 関係機関と連携した虐待に関する通報への対応等や体制の構築

視点Ⅲ 動物取扱業者の 責務の徹底

ペットショップをはじめとした第一種動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づき登録を受ける必要があり、法令で定められた施設や動物の取扱いの基準を遵守しなければなりません。

動物を多数取り扱うことの多い動物取扱業者は、基準等を遵守しない場合、動物虐待、周辺環境への影響による付近住民とのトラブルにつながりかねません。

また、ペットショップ等は動物を飼い始める際の入口になることが多いことから、販売の際の購入者に対する適正な飼養方法や動物の特徴等の情報提供が大変重要です。

飼養管理が不適切な動物取扱業者が未だみられることから、2019年の動物愛護管理法の改正で、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

これをうけ、動物取扱業者に対する立入検査等により法令の遵守状況を確認するとともに、研修会等を通じ必要な知識や情報を提供し、新たな制度の着実な運用を図っていきます。

アクション1 動物取扱業者の登録等の徹底

現状・課題

動物取扱業者は、多数の動物を反復継続して取り扱うことから、取扱いが不適切な場合、動物虐待、周辺環境の公衆衛生上の問題による付近住民とのトラブル、販売後のトラブル等が起きる可能性があります。

このため、哺乳類・鳥類・爬虫類を販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として営む場合は、動物愛護管理法により第一種動物取扱業者として知事等の登録を受けなければなりません。

この登録を受けるためには、飼養施設や設備等の種類・構造及び規模等の基準に適合する必要があり、また、登録後も、動物の管理方法等の基準を遵守する必要があります。

また、非営利目的による哺乳類・鳥類・爬虫類の譲渡^{ゆずりかた}し、保管、貸出し、訓練についても、扱う動物の種類や数等に応じて第二種動物取扱業者として知事等へ届出なければなりません。

県内の第一種動物取扱業登録件数（2020年3月末現在）

総事業所数	第一種動物取扱業登録業種内訳							業種別合計
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあわせ	譲受飼養	
1,700	956	905	35	135	119	2	6	2,158

総事業所数	第二種動物取扱業登録業種内訳						業種別合計
	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
27	16	2	3	1	10	0	32

今後の方針

第一種及び第二種動物取扱業の登録・届出制度について引き続き周知するとともに、登録に際しては、法令の遵守、購入者に対する事前説明責任、標識の掲示、広告における規制等について確実に指導します。

また、関係事業者団体、動物愛護団体、警察等と連携して無登録業者の摘発に努め、発見した場合は厳正に対処します。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
- 登録時における指導の徹底
- 関係事業者団体、動物愛護団体、警察等との連携による無登録業者の摘発

アクション2 動物取扱業者に対する監視指導の実施

現状・課題

動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業者は、飼養施設や設備等の種類・構造及び規模等の基準、飼養施設や設備の管理基準、動物の管理方法等の基準を遵守する必要があります。

特に、2019年度の動物愛護管理法の改正で、動物の適正な飼養管理の基準が具体的に規定されることとなり、2021年6月から施行されることになりました。

また、本法改正に伴い、2020年6月から第一種動物取扱業者が動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を販売する場合には、その動物を購入しようとする者に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状況を直接見せるとともに、その事業所において対面により、その飼養方法、生年月日等適正飼養のために必要な情報を提供することが義務付けられています。

さらに、これまで犬猫等販売業者に対しては、犬猫等健康安全計画の策定等が義務付けられていましたが、同法改正により、全動物販売業者等に対し、取り扱う動物すべてについて

動物に関する帳簿の作成、所有状況の知事等への報告が義務付けられました。

また、一部の指定犬を除いて、生後 56 日を経過しない幼齢の犬猫の販売が禁止されることとなりました。（2021 年 6 月施行予定）

なお、新たに規定される動物の適正な飼養管理の基準は、第二種動物取扱業者についても準用されます。

今後の方針

第一種及び第二種動物取扱業者に対して定期的な立入検査を実施するとともに、苦情等があった場合は、随時立入検査を実施、法令遵守及び適正管理について指導します。

特に、新たに遵守すべき事項について、周知するとともに、適切に実施されているか確認します。

さらに、動物販売業者等からの定期的な報告について確認を行い、動物が適切に取り扱われているか検証するとともに、法令違反や不適な取扱が認められた際には、行政指導や登録の取り消しを含めた行政処分、告発等により厳正に対応していきます。

具体的取組

- 第一種及び第二種動物取扱業者に対する立入検査・指導
- 新たに規定された動物の適正な飼養管理の基準の周知及び指導の徹底
- 動物取扱業監視マニュアル等の整備
- 販売時の現物確認・事業所での対面説明状況の確認
- 犬猫等健康安全計画の遵守状況の確認
- 動物の個体毎の台帳確認
- 幼齢の犬猫の販売禁止の徹底
- 違反者に対する行政指導又は告発等

アクション 3 動物取扱責任者に対する研修会の実施

現状・課題

動物愛護管理法では「第一種動物取扱業者は、自らの業務を適正に実施するため事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修）を受けさせねばならない。」と規定されています。

これに基づき、本県では、動物取扱責任者研修を開催し、関係法令の周知や、適正な動物の取扱い、感染症対策等最新の情報を提供しています。

動物取扱責任者研修を受講した動物取扱責任者は、事業所の全ての職員に対し、研修で得た知識及び技術に関する指導を行うことが求められます。

2019年度の動物愛護管理法の改正では、動物取扱責任者の選任要件が厳格化されました。

また、動物取扱責任者研修会の開催については、全国一律の開催方法の規定ではなく、その開催回数や時間等について、地域の実情に応じて内容を変更できるようになりました。

今後の方針

第一種動物取扱業者の自主的な適正管理の取組につながるよう、研修会の開催頻度や内容等について見直しを行い、より効果的な開催方法を検討することで、動物取扱責任者研修の内容の充実に努めます。

また、履修率の向上にむけ各業者へ通知する他、業界団体を通じて研修の履修を呼びかけていきます。

なお、動物取扱責任者にこの研修を受けさせない悪質な第一種動物取扱業者に対しては、指導や勧告を行う等、厳格に対応します。

動物由来感染症の発生等緊急に対応が必要な事態が発生した場合は、業界団体の協力を得て、動物取扱業者に対しチラシの配布など、必要な情報の迅速な提供に努めます。

具体的取組

- 動物取扱責任者に対する研修の実施
- 動物取扱責任者研修後の受講者に対するアンケート等の実施による研修内容の充実
- 研修会の開催頻度や内容の見直し等より効果的な開催方法の検討
- 関係事業者団体等との連携による連絡網の整備
- 緊急時における動物取扱業者に対する情報提供

視点Ⅳ 関係機関等との 連携の確保、 協働の充実

動物愛護に係る問題は、多様で複雑化しており、動物愛護施策を推進していくには、県内各市町村や関係団体等がそれぞれの特性を生かし、互いに連携していくことが必要不可欠です。

このため、県内各市町村や関係団体等と連携を強化し、協働して取組をすすめます。

アクション1 市町村における取組への支援

現状・課題

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射に関する事務は、市町村が行っています。

また、動物に関する住民間のトラブルについては、市町村が窓口になることが多いことから、県は市町村と連携して対応しています。

さらに、ペットの災害対策において、避難所の整備やその運営体制の整備に携わる市町村の役割は非常に重要です。

動物愛護管理に関する問題の多くは地域社会に密着したものであり、地域の実情に応じたきめ細かな取組が求められており、市町村との連携は必要不可欠です。

県を始め、政令市及び中核市には、動物愛護管理担当職員が配置されていますが、2019年の動物愛護管理法の改正では指定都市、中核市及び政令で定める市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされました。今後は必要に応じて市町村の動物愛護管理担当職員とも連携し、動物愛護に関する取組を進めていきます。

今後の方針

犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬・猫等の適正飼養、ペットの災害対策について、市町村と協力しながら推進していきます。

また、地域猫活動をはじめ、市町村が地域の実情に合わせた動物愛護に関する取組を実施する場合は、積極的に専門的・技術的支援を行っていきます。

なお、各市町村に動物愛護担当職員が設置された場合には、連携強化を図っていきます。

具体的取組

- 市町村の関係職員を対象とした動物愛護担当者連絡会議の開催
- 市町村が実施する動物愛護に関する取組に対する助言
- 市町村窓口で活用できる動物愛護普及啓発資材の提供
- ペットの同行避難に関する取組に対する助言
- 市町村が実施する避難訓練等における同行避難の啓発等の支援
- 県内市町村の同行避難マニュアルの調査及び情報共有

アクション2 地元獣医師会等との連携

現状・課題

犬・猫等の動物の飼い主に対して、関係法令の遵守及び動物の適正飼養について啓発する最適な場所として、動物病院があげられます。

動物病院で受診する際に、犬の登録や狂犬病予防注射の実施状況の確認、不妊去勢措置の実施等を啓発することは、飼い主の責務を自覚してもらう上で非常に有効な手段と考えます。

また、獣医師はその業務を通じ虐待を受けた動物の第一発見者となる場合が想定されることから、2019年の動物愛護管理法の改正により、獣医師が虐待を受けたと思われる動物を発見した時は、関係機関に通報することが義務化されました。

動物に関する専門知識を有し、飼い主に信頼されている開業獣医師の果たす役割は、大変大きいものがあります。すでに県内において委嘱している動物愛護推進員の中には開業獣医師も含まれ、その専門知識を活かして活躍しています。

また、これまでの災害事例をみても、被災し負傷した動物等の治療等における開業獣医師の活躍が高く評価されており、今後の災害時の救護対策においても、連携が不可欠であると考えられることから、地元獣医師会と協力して被災動物対策に取り組んでいます。

今後の方針

地元の獣医師会等と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射に関する啓発、動物の終生飼養や不妊去勢措置などの推進について、飼い主に周知していきます。

また、動物の虐待が疑われる事例について、獣医師からの通報が徹底されるよう周知していきます。

また、学校等での動物ふれあい教室の開催や災害時の動物救護対策に関して連携を図っていきます。

具体的取組

- 地元獣医師会等への啓発用資材等の配布
- 獣医師会発行機関紙を通じた情報提供
- 動物虐待の通報義務の周知徹底
- 災害時の救護対策の連携確保

アクション3 動物取扱業関係団体との連携

現状・課題

第一種動物取扱業者の経営規模や取扱動物種は業者によって様々であり、一部の業者では、不適切な動物の取扱い等により行政に苦情が寄せられることもあります。

このため、第一種動物取扱業者等の動物取扱業関係団体には、2019年の動物愛護管理法の改正で規定された動物の適正な飼養管理の基準の具体化や帳簿の備付け義務などの新たな規制の遵守を徹底するとともに、業界全体の資質向上を図っていく主体的な取組みが求められます。

また、第一種動物取扱業者は、動物愛護管理法の規定により、動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を販売する際、あらかじめ飼い主に飼養方法や標準的な体の大きさ、平均寿命等の情報を提供することが義務付けられているほか、道義的な責務として終生飼養・法令遵守等の飼い主の責任について啓発することが望まれます。

動物を飼いはじめる際の入口である動物取扱業者による啓発は、非常に効果が高いと考えられ、その役割は大変重要なものです。

これらのことから、業界と行政とが連携して動物愛護の普及啓発を進めていくことにより、県民の間に動物愛護の精神を効果的に浸透することができると考えます。

今後の方針

動物取扱業関係団体と連携して、動物取扱業者の資質を向上させるための主体的な取組みを促進するとともに、販売時等における飼い主の責務の徹底について、協働して周知を図っていきます。

具体的取組

- 動物の適正な飼養管理の基準の周知徹底
- 行政の取組に賛同し、啓発活動等に協働する業者の募集制度等の検討
- 動物の飼い主に対して動物販売時に配布する適正飼養等啓発パンフレットの作成支援
- 行政が作成した飼い主向けパンフレット等の配布協力依頼

アクション4 動物愛護団体との連携

現状・課題

動物の愛護及び適正な管理の推進において、専門分野に精通し、行政とは異なった角度から動物愛護事業の展開が可能な動物愛護団体の役割は大変大きいものがあります。

また、動物愛護団体は、地域に密着した細やかで幅広い情報を有していることから、行政と県民との架け橋としての役割も期待されます。

県内には、犬・猫の譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行う個人、団体が複数存在しており、こうした活動をさらに推進すること、また、行政と愛護団体が連携して事業を展開していくことで、大きな成果をあげることが期待できます。

今後の方針

動物愛護活動の担い手となり、行政と県民との架け橋となるような動物愛護団体（ボランティア）の育成を目指します。

犬及び猫の譲渡、しつけ方教室や地域猫説明会等の事業について、趣旨に賛同する動物愛護団体と協働実施するなど事業内容の充実を図ります。

また、ミルクボランティア制度など、個人でもボランティア活動に参加していただきやすい環境整備に努めます。

さらに、災害時における動物の救護に関して、動物愛護団体との連携体制の整備を図ります。

具体的取組

- 動物愛護団体に対する、動物愛護事業への参加の呼びかけ並びに知識及び技術等の研修の実施
- 犬・猫の譲渡、しつけ方教室や地域猫説明会等事業の趣旨に賛同する動物愛護団体との協働実施
- ミルクボランティア制度など個人ボランティアの参加の促進
- 災害時における動物愛護団体との連携体制の整備

アクション5 その他関係機関等との連携

現状・課題

2019年の動物愛護管理法の改正では遺棄・虐待に対する対応を強化することとされましたが、それには、警察との連携が不可欠です。

また、多頭飼育問題は、動物の不適正な飼養そのものだけが問題ではなく、飼い主の精神疾患や認知症などが影響している場合もあり、このような不適正な飼養による周辺地域への影響への対応については、動物愛護行政担当部局だけでなく、人間の福祉を担当する部局等の関係部局と連携して対応する必要がある場合もあります。

一方で、民間では、CSR（社会的責任）活動として動物愛護活動に取り組む企業もみられます。動物愛護思想の普及啓発等で協働することにより、より広く啓発を実施することができ、動物愛護の推進につながる可能性があると考えます。

このように、今後行政の動物愛護担当部局だけではなく、多様な関係機関と連携して取組を進めていく必要があると考えます。

今後の方針

必要に応じて関係機関等との連携に努めます。

具体的取組

- 遺棄、虐待事例等に対する警察との連携
- 多頭飼育動物問題などに対する福祉部局等関係機関との連携
- 動物愛護の普及啓発等に関する民間との協働の実施

アクション6 動物愛護推進協議会の運営、動物愛護推進員の活動充実

現状・課題

動物愛護管理法では、「都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めること。なお、その委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる」と規定されています。

これを受け、2011年度に愛知県及び名古屋市において動物愛護推進協議会を設置し、動物愛護に関する施策について協議を行っています。なお、中核市は、愛知県動物愛護推進協議会に委員として参画しています。

また、動物愛護推進員については、名古屋市は2011年度に、愛知県は2013年度に制度を

創設し、それぞれ推進員を委嘱し、協働して事業に取り組んでいます。

2019年の動物愛護管理法の改正では、動物の適正飼養のための規制が強化され、動物の飼い主等に対し、より一層適正な飼養が求められる中、動物愛護推進員の活躍が期待されます。

今後の方針

動物愛護推進協議会を定期的を開催し、委員からの意見や提言を施策に反映させていきます。

また、協議会において動物愛護推進員の活動内容について検討を重ね、その活動の充実や拡充を図り、連携してさらなる動物愛護に関する取組の推進につなげます。

具体的取組

- 動物愛護推進協議会の定期的な開催
- 動物愛護推進員を対象とした効果的な研修会等の検討・実施
- 動物愛護推進員の活動の充実・拡充

視点V 危機管理対応

動物愛護管理法において、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」が特定動物として規制対象となっています。他にも動物が人へ危害を及ぼすおそれがある事態として、放浪犬の問題や、動物由来感染症の問題があります。

また、近年大きな災害がいくつも発生する中、放浪状態となったペットが多数生じたり、避難所でのペットの取扱いに苦慮する例が見られています。近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予想されており、これまでの災害の経験を踏まえた被災動物対策の必要性が高まっています。

このような、動物が人へ危害を及ぼすことの防止、感染症のまん延防止や災害発生時における危機管理対応が適切に実施できるよう、体制を整備していきます。

アクション1 特定動物の適正飼養の徹底

現状・課題

トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、ヘビなど、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがある動物として、動物愛護管理法の政令で定める動物（特定動物）を飼養又は保管する場合には、知事等の許可が必要であり、逸走を防止できる構造・規模の飼養施設での飼養や、所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

県内では発生はありませんが、全国で見ると許可を受けて飼養されていた特定動物に襲われ人が死亡した事例や無許可飼養での事故が発生している中、2019年の動物愛護管理法の改正により規制が強化されました。これにより、新たに愛玩目的で飼養・保管することができなくなり、また、特定動物と特定動物以外を繁殖させた交雑種についても規制対象となりました。

特定動物の飼養に当たっては、人に危害を及ぼさないよう、飼い主に細心の注意が要求され、法令の遵守はもとより、他人に与える影響を十分に考慮して適正に管理しなければなりません。

県内の特定動物飼養許可頭数（2020年3月末現在）

総計		綱	哺乳綱				爬虫綱				
		目	霊長目				かめ目	とかげ目			わに目
飼養箇所数	合計頭数	科	おまぎざる科	おながざる科	てながざる科	ひと科	かみつぎがめ科	どくとかげ科	おおとかげ科	ボア科	アリゲーター科
51	1,451	頭数	22	1,298	25	21	18	2	1	43	21

今後の方針

厳格化された法の規制が遵守徹底されるよう、監視指導の強化に努めます。

特定動物をこれから飼養しようとする人、既に飼養している人に対し、特定動物の適正飼養について広く啓発・指導していきます。

また、許可施設に対する立入検査と指導を強化し、特定動物の逸走・危害発生等の事故防止を図ります。

特定動物の無許可飼養については、飼養施設の不備、飼い主責任の自覚の不足等、事故発生の危険性が非常に高いものであるため、警察等の関係機関と連携して監視を強化し、摘発に努めます。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
- ペットショップにおける啓発の促進
- 新たな規制を周知するための啓発資材の作成・配布
- 特定動物飼養施設に対する立ち入り検査・指導
- 関係事業者団体、動物愛護団体、警察、関係自治体等との連携による無許可飼養者の摘発

アクション2 放浪犬対策の強化

現状・課題

愛知県では所有者不明の放浪犬（野犬）は大きく減少しましたが、一部の地域では未だに集団での生息が確認されています。住民への危害防止の観点からも、野犬の集団の中で子犬が生まれ、集団が継続するという再生産のサイクルを断ち切るため、野犬の集中捕獲等に努める必要があります。

また、ただ単に餌を与えるだけの行為により、野犬の集団がいつまでも継続されるという問題があります。ただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについて普及啓発を強化する必要があります。

今後の方針

野犬が集団で生育する地域においては、集中的に野犬の捕獲に努めます。

また、ただ単に餌を与えるだけの行為が望ましくないことについて普及啓発を強化します。

具体的取組

○野犬の集中的な捕獲の実施

アクション3 狂犬病発生時における対応

現状・課題

日本国内では、1957年に猫での発生が認められたのを最後に、動物の狂犬病の発生は認められていませんが、万が一発生した場合、迅速な感染源の特定や感染拡大防止措置を講ずる必要があります。このため、平常時から、人への主な感染源となる犬の登録状況や、狂犬病予防注射接種状況について把握するとともに、発生時の緊急体制を整備しておくことが重要です。

県では、県内において狂犬病が発生した場合の各関係機関の基本的な措置を規定した「動物における狂犬病発生対策措置要領」を2007年3月26日に策定し、万が一狂犬病が発生した際に狂犬病予防員として対応にあたる職員に対する研修を実施しています。

今後の方針

狂犬病発生時における緊急対応体制の整備・強化、海外を含めた狂犬病に関する情報の収集を行うとともに、市町村、獣医師会、警察等関係機関と連携し、狂犬病の予防とまん延防止対策の整備を図っていきます。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性について、一般飼養者

に対して啓発していくとともに、狂犬病発生時における必要以上のパニックを防止するため、狂犬病に関する正しい知識について、積極的に情報を提供していきます。

具体的取組

- 発生時における対応マニュアルに基づく研修・訓練の実施
- ホームページによる登録・注射の啓発、疫学情報提供
- パンフレット、ポスター等による登録・注射の啓発、疫学情報提供
- 市町村の狂犬病予防担当者を対象とした狂犬病予防連絡会議の開催

アクション4 動物由来感染症に対する取組

現状・課題

日本は全体として温帯に位置しており、熱帯・亜熱帯地域に多い動物由来感染症がほとんどなく、また、島国であるため周囲からの感染動物などの侵入が限られていることから、動物由来感染症は比較的少ないと言われています。

しかしながら、世界では従来知られていなかった感染症が相次いで発見され、その多くが動物由来であることが分かってきました。

人が世界中を行き交い、また、多くの動物が輸入されている今日、国内においてこれまで発生が認められなかった動物由来感染症が発生する可能性が高まっています。

今後の方針

動物由来感染症に関する知識について、動物の飼い主や動物取扱業者に対して広く啓発していきます。

なお、基本的な衛生対策である手洗い等動物との正しい接し方について、動物ふれあい教室等において周知します。

また、地元獣医師会の協力のもと県内の飼養動物等における動物由来感染症の把握に努めるとともに、国内外における動物由来感染症の発生動向の把握に努め、必要に応じて関係者や県民に対し迅速に情報提供していきます。

具体的取組

- ホームページや広報紙による啓発
- 動物ふれあい教室での手洗い等の衛生指導
- 動物病院、ペットショップ等飼い主が利用する施設における啓発の促進
- 獣医師会の協力による動物由来感染症の発生動向情報の提供

アクション5 災害発生時における対応

現状・課題

地震などの災害の発生に備え、県では、「愛知県地域防災計画」に被災動物対策及び避難所におけるペット対策を盛り込んでおり、また、県内のすべての市町村の地域防災計画には、ペットの取り扱い等に関して記載がなされています。

また、被災動物対策として、公益社団法人愛知県獣医師会、愛知県動物保護管理協会及び愛知県で構成する愛知県被災動物対策連絡協議会を設置し、大規模地震等の災害発生時におけるペットの災害対策について協議を行ってきました。その中で、2017年3月には、愛知県と公益社団法人愛知県獣医師会との間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結しました。

災害時に避難をするときには、避難所にペットを連れて避難する「同行避難」を原則としているため、飼い主は、避難所で他人に迷惑をかけないように、普段からペットに対して基本的なしつけを行うとともに、同行避難に必要な物品の備えをしておくことが必要です。

また、避難所を設営する市町村には、避難所におけるペットの対策マニュアルを策定する等ペットの受け入れ体制を整備することが求められます。

なお、環境省は、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考として、これまでの災害事例をもとに、2013年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成し2018年3月には「人とペットの災害対策ガイドライン」として改正しました。

愛知県でも同ガイドラインに基づき、避難訓練において同行避難の普及啓発を行ったり、市町村への情報提供を積極的に実施するなど、必要な体制の整備に努めています。

今後も災害時の対策を整備するとともに、平常時から災害発生に備えた動物救護対策を講じていく必要があります。

今後の方針

ペットの飼い主に対して、平常時からのしつけや疾病予防に加えて、災害発生時の避難の際に必要な物品の備え等の必要な災害対策について周知していきます。

また、市町村に対して、ペットを連れた防災訓練の実施等の支援を行うとともに、避難所や応急仮設住宅でのペットの受け入れ等について検討するよう働きかけます。

さらに関係自治体、地元獣医師会、動物愛護団体等との連携を進め、動物の救護対策の体制強化を図ります。

具体的取組

- 各市町村におけるペットを連れた防災訓練の実施等の支援
- チラシ、ホームページ等による飼い主、動物取扱業者に対する災害時対策の周知
- 県内外の関係機関との連携体制の構築や協定締結等の検討・整備

愛知県における犬猫の引取りと殺処分について

1 犬猫の引取りについて

愛知県では、2008年に本計画を策定しました。計画策定当時に基準年度とした2006年度には、1,274頭の犬及び12,173頭の猫の引取りを行っていましたが、10年後の2016年度に半減させるという目標のもと、動物が命を終えるまで適切に飼養する、いわゆる終生飼養の考え方の普及啓発に努めるとともに、引取り相談時においては、終生飼養の指導を徹底し、どうしても飼えない場合は、新たな飼い主を探すこと、病気が理由であれば動物病院の受診を勧めるなど殺処分数の減少に向けて取り組んできました。2011年度から引取り場所の集約化及び引取りの有料化を実施したこともあり、2012年には、引取り数は犬で480頭、猫で3,958頭に減少し、当初目指していたよりも早く目標を達成することとなりました。

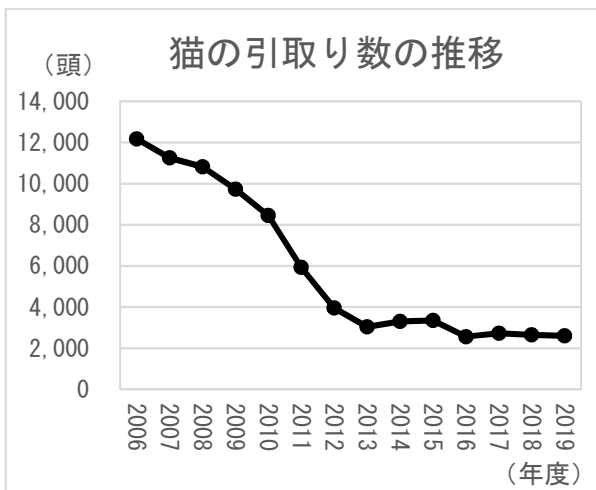
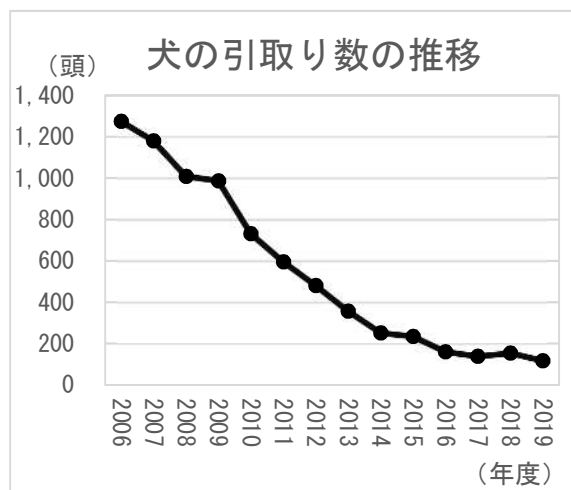
2012年に、動物愛護管理法が一部改正され、動物の所有者の責務として終生飼養及び繁殖に関する適切な措置を講ずることが明記されるとともに、終生飼養の原則に反する引取りについて拒否することができるようになったことを受け本計画を見直し、新たに2023年度の犬・猫の引取り数を2012年度の数から30%減とすることを目標としました。

新たな目標のもと、さらなる引取り数の減少に向けて取り組んできた結果、2018年度には、引取り数は、犬で154頭、猫で2,656頭に減少しました。

計画策定当初基準とした2006年度に比べると、犬は約12%に、猫は約22%と大幅に減少しており、飼い主からは、動物の健康・安全が保持できない場合など真にやむ得ない理由の場合のみ引取りを行うだけになりました。今後もこれまでの取組を継続して維持していく必要があると考えています。

一方で、所有者不明の犬又は猫の引取りについては、2019年の動物愛護管理法の改正により、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、拒否することができることと新たに規定されました。

現在県等に引き取られる猫の約8割は所有者不明の猫です。今後は所有者のいない猫問題への取組を重点的に推進しながら、引取り数の減少につなげるよう努めていく必要があります。



2 犬猫の殺処分について

愛知県では、殺処分数減少に向け、引取り数減少の取組とともに、譲渡の推進に努めてきました。休日の譲渡会の実施、名古屋市・中核市と情報を共有した広域的な譲渡の実施など、ボランティア団体のご協力をいただきながら、犬や猫が新たな家族と幸せな一生を終えることができるよう様々な施策を実施してきました。

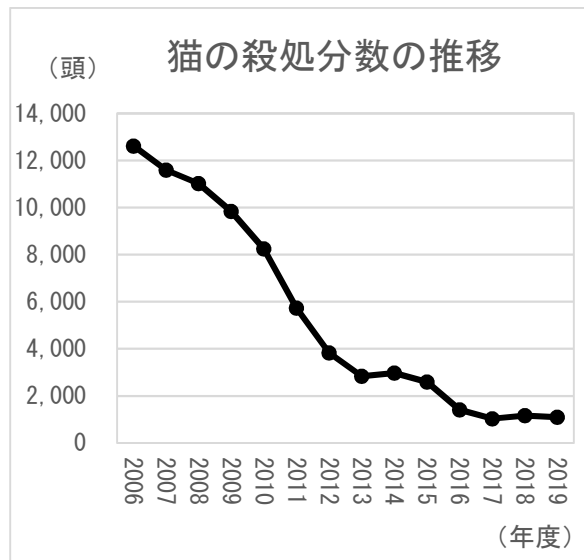
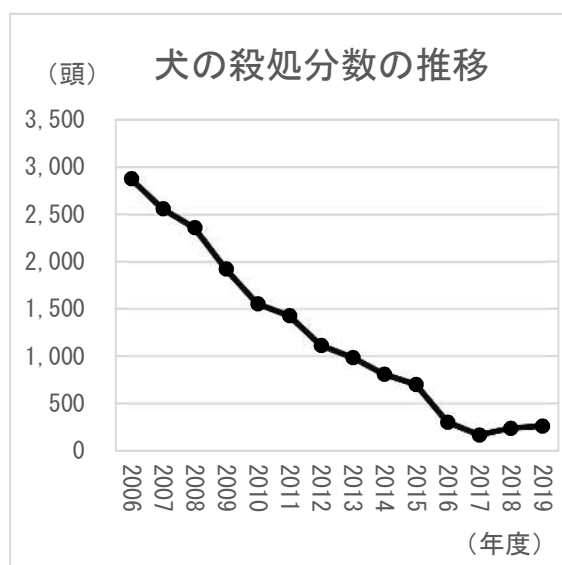
本計画の策定当初基準とした2006年度は、新しい飼い主が見つからず不幸にして殺処分された動物は犬で2,878頭、猫で12,621頭でした。10年後の2016年度には半減させることを目標として取り組んできた結果、2012年度には犬で1,112頭、猫で3,834頭へと減少しました。

そこで、2012年度の計画見直しにおいて、新たに2023年度までに2012年度の数から30%減とする目標をたて、取り組んできました。

殺処分となる動物の中には、譲渡に適さない動物がいます。譲渡先でのこう傷等の事故の発生や飼育放棄などにもつながる恐れもあり、殺処分数を減らすことを優先して譲渡適性のない動物を譲渡することは望ましくありません。また、収容後に死亡してしまう動物もいます。これに対しては、視点Ⅱの各アクションに基づき、飼い主の責任を徹底させることや、ただ単に餌を与えるだけの行為の防止により、長期的に譲渡に適さない動物や収容後に死亡してしまう動物を減らしていく必要があります。なお、現在県等に収容される犬の大半は野犬であることから、将来的に殺処分数を減少させるために、たとえ一時的に殺処分数が増加することがあったとしても、野犬の集中捕獲の実施により、野犬集団の縮小を目指すことも必要と考えます。

譲渡適性の低い犬・猫以外の殺処分数の数については、さらに減少させていく必要があります。愛知県では2015年度に既に犬で697頭、猫で2,593頭と、目標を達成したことから、さらなる殺処分数減少にむけての取組として、2016年度から離乳前動物の哺乳を行っていただくミルクボランティア制度を導入しました。その結果、2018年度の殺処分数は犬236頭、猫1,165頭まで減少しています。今後は、2018年度の殺処分数の数に対し、理由なき殺処分数の数を2030年までに半減させることを目標にさらに減らしていくよう努めていきます。

本計画のすべての視点とアクションを総合的に進めることによって、引取り数及び殺処分数の減少につながると考えられることから、計画に沿って動物愛護施策を推進していきます。



1 愛知県動物愛護管理推進計画における過去6年間（2014－2019）の主な取組状況とその主な課題について

視点Ⅰ 飼い主の責務の徹底及び県民の動物との共生への理解の推進

アクション	6年間（2014－2019）の主な取組状況	主な課題						
1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌やメディア等を活用した各種広報の実施 ・啓発資料の配布 ・市町村担当者研修会の開催 ・飼い主の利便性に配慮した動物病院への鑑札・注射済票交付事務の委託の実施 ・動物取扱業者への登録等の指導 ・違反者に対する指導 <table border="1"> <tr> <td>登録数</td> <td>2019 末 433,431 頭 (2014 末 462,776)</td> </tr> <tr> <td>予防注射数</td> <td>2019 末 331,156 頭 (2014 末 355,298)</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>2019 末 76.4% (2014 末 82.0)</td> </tr> </table>	登録数	2019 末 433,431 頭 (2014 末 462,776)	予防注射数	2019 末 331,156 頭 (2014 末 355,298)	接種率	2019 末 76.4% (2014 末 82.0)	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法の遵守、特に狂犬病予防注射の接種について、より効果的な啓発を行う必要がある。
登録数	2019 末 433,431 頭 (2014 末 462,776)							
予防注射数	2019 末 331,156 頭 (2014 末 355,298)							
接種率	2019 末 76.4% (2014 末 82.0)							
2 所有者明示（個体識別）措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・装着性の向上のための鑑札・注射済票のデザイン変更（43市町村） ・鑑札等未装着犬の飼い主への指導 ・マイクロチップ装着助成事業の実施（名古屋市、岡崎市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬については狂犬病予防法に基づく鑑札等の装着義務について、より効果的な啓発を行う必要がある。 ・猫等についても、引き続き、所有者明示を推進する必要がある。 ・動物愛護管理法の改正により、犬猫販売業者について、マイクロチップ装着等の義務化がされたこと等、新たな規制について周知し、遵守徹底されるよう指導する必要がある。 						
3 犬の放し飼い禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・不適切な飼い主への指導 ・放し飼い犬等の捕獲 <table border="1"> <tr> <td>犬捕獲数</td> <td>2019 1,395 頭 (2014 2,158)</td> </tr> <tr> <td>犬の咬傷事故件数</td> <td>2019 307 件 (2014 320)</td> </tr> </table>	犬捕獲数	2019 1,395 頭 (2014 2,158)	犬の咬傷事故件数	2019 307 件 (2014 320)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する条例の規定による犬の係留義務について、引き続き啓発を行う必要がある。 		
犬捕獲数	2019 1,395 頭 (2014 2,158)							
犬の咬傷事故件数	2019 307 件 (2014 320)							
4 犬・猫等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・不妊去勢手術費用の助成 2019 現在 15市町村 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">引取り数</td> <td>犬</td> <td>2019 117 頭 (2012 480)</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>2019 2,605 頭 (2012 3,958)</td> </tr> </table>	引取り数	犬	2019 117 頭 (2012 480)	猫	2019 2,605 頭 (2012 3,958)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、動物の終生飼養及び遺棄の禁止、並びに不妊去勢の徹底について啓発し、引取り数の更なる抑制を図る必要がある。 	
引取り数	犬		2019 117 頭 (2012 480)					
	猫	2019 2,605 頭 (2012 3,958)						

<p>5 殺処分数減少に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用した迷い犬・猫返還の向上 ・県内自治体間における広域的な譲渡体制の構築 ・休日を含めた譲渡会の開催、譲渡ボランティア制度の導入やミルクボランティア制度の導入等、収容犬猫の譲渡の推進 ・引取り相談時における終生飼養・不妊去勢措置の指導の徹底 <table border="1" data-bbox="464 477 951 607"> <tr> <td rowspan="2">殺処分数</td> <td>犬</td> <td>2019</td> <td>258 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2012</td> <td>1,112)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>猫</td> <td>2019</td> <td>1,090 頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2012</td> <td>3,834)</td> </tr> </table>	殺処分数	犬	2019	258 頭		(2012	1,112)		猫	2019	1,090 頭		(2012	3,834)	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる殺処分数の減少を図る必要がある。
殺処分数	犬		2019	258 頭												
		(2012	1,112)													
	猫	2019	1,090 頭													
		(2012	3,834)													
<p>6 所有者のいない猫問題への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・地域猫活動を行う地域への説明・助言 ・地域猫活動支援事業の実施（名古屋市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即した地域猫活動の支援及び地域猫活動に関する情報提供を実施していく必要がある。 														
<p>7 周辺環境への迷惑防止の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・犬のしつけ方教室の開催等による適正飼養の啓発 ・不適切な飼い主への指導 <table border="1" data-bbox="464 864 951 1003"> <tr> <td>飼養相談件数</td> <td>2019</td> <td>26,084 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2014</td> <td>32,438)</td> </tr> <tr> <td>苦情処理件数</td> <td>2019</td> <td>16,652 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2014</td> <td>19,870)</td> </tr> </table>	飼養相談件数	2019	26,084 件		(2014	32,438)	苦情処理件数	2019	16,652 件		(2014	19,870)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への迷惑防止について、引き続き啓発を行う必要がある。 ・多頭飼育に起因する問題に対して情報収集を行い、適切な対応を検討していく必要がある。 		
飼養相談件数	2019	26,084 件														
	(2014	32,438)														
苦情処理件数	2019	16,652 件														
	(2014	19,870)														
<p>8 特定動物の適正飼養の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・計画的な立入検査の実施 ・他県での事故事例を受けた緊急立入検査の実施 ・動物取扱責任者研修会での啓発 <p>(特定動物の飼養許可件数と立入検査件数)</p> <table border="1" data-bbox="464 1227 979 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼養許可件数 (施設数：件)</td> <td>234</td> <td>246</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数 (施設数：件)</td> <td>236</td> <td>199</td> <td>373</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物による事故：0件(2014～2019) 		2017	2018	2019	飼養許可件数 (施設数：件)	234	246	280	立入検査件数 (施設数：件)	236	199	373	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、立入検査と動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制等の遵守徹底を指導する必要がある。 ・特定動物を販売する第一種動物取扱業の動物取扱責任者による飼養保管方法等に関する説明を徹底する必要がある。 		
	2017	2018	2019													
飼養許可件数 (施設数：件)	234	246	280													
立入検査件数 (施設数：件)	236	199	373													

視点Ⅱ 動物取扱業者の責務の徹底

アクション	6年間（2014-2019）の主な取組状況	主な課題																		
1 動物取扱業者の登録等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 各種広報の実施 登録時に遵守事項等に関する指導の実施 <p>（2019 末現在第一種動物取扱業登録数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>保管</td> <td>1,503</td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>展示</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>競りあっせん</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>譲渡し飼養</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,415</td> </tr> </tbody> </table>	種別	登録数	販売	1,370	保管	1,503	貸出	74	訓練	235	展示	217	競りあっせん	3	譲渡し飼養	13	合計	3,415	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、動物取扱業者の登録・届出制度について広く周知し、登録時に動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制等について指導を徹底する必要がある。
種別	登録数																			
販売	1,370																			
保管	1,503																			
貸出	74																			
訓練	235																			
展示	217																			
競りあっせん	3																			
譲渡し飼養	13																			
合計	3,415																			
2 動物取扱業者に対する監視指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な立入検査の実施 法令に基づく基準の遵守状況について確認 <p>（動物取扱業の登録数と立入検査件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録数 （事業所数：件）</td> <td>2,385</td> <td>2,440</td> <td>2,680</td> </tr> <tr> <td>立入検査数 （事業所数：件）</td> <td>1,110</td> <td>1,380</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>		2017	2018	2019	登録数 （事業所数：件）	2,385	2,440	2,680	立入検査数 （事業所数：件）	1,110	1,380	1,050	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な立入検査を実施し、動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制等を含め、法令に基づく基準の遵守について指導する必要がある。 						
	2017	2018	2019																	
登録数 （事業所数：件）	2,385	2,440	2,680																	
立入検査数 （事業所数：件）	1,110	1,380	1,050																	
3 動物取扱責任者に対する研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱責任者研修会の開催 他の自治体を実施する動物取扱責任者研修会の認定 	<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱責任者研修会の内容を充実させ、適正な動物の取扱いについて引き続き啓発していく必要がある。 																		

視点Ⅲ 関係機関等との協働

アクション	6年間（2014-2019）の主な取組状況	主な課題
1 市町村における取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当職員を対象とした研修会の実施：毎年1回 市町村で活用できる啓発資材の提供 ペットの同行避難に関する取組に対する助言 	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付事務のみでなく所有者のいない猫問題、災害時における避難所でのペット対策等市町村が果たす役割は大きいことから、引き続き市町村の取組を支援していく必要がある。
2 地元獣医師会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 被災動物対策連絡協議会の開催 被災動物対策等に関する啓発資材を提供 獣医師会が作成する機関紙による情報提供の実施 災害時の救護対策の連携確保 	<ul style="list-style-type: none"> 動物の診療を通じた飼い主等への動物の適正な取扱いに関する普及啓発等、獣医師の果たす役割は大きいことから、引き続き、施策の実施や県民への広報に協力を求めていく必要がある。

3 動物取扱業関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱責任者研修会の開催に関する会員への周知協力依頼 動物取扱責任者研修会における情報提供 啓発資材の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業関係団体が行う業界の資質向上につながる取組を支援していく必要がある。 動物取扱業を通じた飼い主への普及啓発について引き続き検討し、取り組んでいく必要がある。
4 動物愛護団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護事業における啓発活動等の協働実施 動物愛護事業への参加の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、行政が取り組む動物愛護事業への協働を進める必要がある。 災害時における動物愛護団体との連携等について引き続き検討する必要がある。
5 動物愛護推進協議会の運営、動物愛護推進員の活動充実	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護推進協議会の開催 動物愛護推進員の活動状況の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も定期的に動物愛護推進協議会を開催し、委員からの意見や提言を施策に反映させる必要がある。 動物愛護推進員の活動の充実を図る必要がある。

視点Ⅳ 県民の動物に対する理解の促進

アクション	6年間（2014-2019）の主な取組状況	主な課題												
1 動物愛護思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 各種広報の実施 学校の授業の一環として施設見学や職場体験学習等の受入を実施 獣医師会との連携による学校飼育動物の飼育指導 獣医師会との共催による教諭・保育士を対象とした講習会の開催 動物ふれあい教室の開催 <table border="1"> <tr> <td>2014</td> <td>1,013回</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1,150回</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>1,359回</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>1,336回</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>756回</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>437回</td> </tr> </table>	2014	1,013回	2015	1,150回	2016	1,359回	2017	1,336回	2018	756回	2019	437回	<ul style="list-style-type: none"> 啓発資材の作成や、インターネット・メディア等の活用など、啓発の場を広げてきたが、啓発の対象が一部の動物の飼い主などに限定されがちであることが課題であり、今後さらに広く県民の方々に対して普及啓発を行う必要がある。 動物愛護思想の啓発として、引き続き見学や体験学習の受入を行う必要がある。 幼少期に動物とふれあうことにより、動物を愛する気持ちを育み、命の大切さについて啓発するため、引き続きふれあい教室を実施していく必要がある。
2014	1,013回													
2015	1,150回													
2016	1,359回													
2017	1,336回													
2018	756回													
2019	437回													
2 動物愛護週間行事の実施	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間中に動物愛護フェスティバル等の愛護行事を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護思想を広く普及するため、引き続き動物愛護週間中に行事を重点的に開催する必要がある。 												
3 動物介在活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 動物介在活動で活躍する犬を育成、譲渡 動物介在活動を実施するボランティアを育成 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も動物介在活動で活躍する犬を育成する他、動物介在活動について広報していく。 												

視点V 危機管理対応

アクション	6年間（2014-2019）の主な取組状況	主な課題
1 狂犬病発生時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・市町村の狂犬病予防担当者を対象とした研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病に関する正しい知識について、積極的に情報提供していく必要がある。 ・狂犬病予防接種率の向上を図る必要がある。 ・発生時を想定した訓練を実施する等により危機管理体制の強化を図る必要がある。
2 動物由来感染症に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報の実施 ・啓発資料の作成・配布 ・講演会の実施 ・動物ふれあい教室での手洗い等の衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発を図る必要がある。
3 災害発生時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における同行避難を前提としたペット飼育マニュアル策定に対する支援 ・各種広告による飼育者、動物取扱業者に対する災害時対策の周知 ・県内外の関係機関との連携体制の検討・整備 ・県内全市町村の地域防災計画に、避難所におけるペットの受け入れ等について記載されている。（2020年現在） ・獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるペットの同行避難に関する理解をさらに促進する必要がある。 ・関係団体との連携等による災害時におけるペットの救護体制を強化する必要がある。

2 用語説明

	用語	説明
あ行	愛護動物	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項に定められている動物で、人の占有の有無に係らない牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの。</p> <p>愛護動物をみだりに殺したり、傷つけたり、虐待を行ったり、遺棄する行為は、同法で禁止されている。(罰則の対象行為である)</p>
	犬・猫の引取り	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、飼い主のやむを得ない事情等により飼えなくなった犬・猫及び所有者の判明しない犬・猫を都道府県等で引き取ること。</p> <p>なお、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合、終生飼養の原則に反し相当の事由がないと認められる場合や周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合は引取りを拒否することができる。</p>
	犬の狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主には、飼っている犬に年に1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。(予防注射を受けると、「注射済票」が交付される。)</p> <p>犬への予防注射によって、犬が狂犬病に感染することを予防し、ひいては人への感染拡大を防ぐことができる。</p>
	犬の登録	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主には、犬を飼い始めてから30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。(登録すると「鑑札」が交付される。)</p> <p>登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるのかを把握することができる。</p>
か行	家庭動物等	<p>愛がん動物(ペット)や伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭で飼われている動物や学校等で飼われている動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。</p>
	鑑札	<p>狂犬病予防法に基づき、市町村に犬を登録した際に交付される登録を行ったという証明。</p> <p>交付された鑑札は、耐久性のある材料で造られており、犬に着けておくことが義務付けられている。</p>

	用語	説明
か行	虐待	<p>動物愛護管理法第44条第2項により、次の通り愛護動物に対する虐待について罰則が設けられている。</p> <p>「愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」</p>
	狂犬病	<p>動物由来感染症の一つで、犬を始め全ての哺乳類が感染するウイルス性の感染症。</p> <p>人は感染した動物に咬まれることにより感染することが多い。狂犬病を発症した場合は、治療もなくほぼ100%死に至る。</p>
	狂犬病予防注射接種率	<p>犬の登録数のうち狂犬病の予防注射を接種した数の割合。</p> <p>世界保健機構（WHO）によると、70%以上の犬に予防接種を行うことにより犬の狂犬病の流行を防止できるとされている。</p>
	狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	<p>狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。犬の登録、犬の狂犬病予防注射の接種、犬の捕獲・返還等について規定している。</p>
さ行	産業動物	<p>産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・めん羊・山羊・鶏等が知られている。</p>
	支援犬	<p>愛知県において、保護したり収容したりした犬の中で適性のある犬に、動物介在活動を行うため専門的な訓練を行い育成した犬。</p>
	実験動物	<p>実験等の科学上の使用のために、施設で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物のこと。代表的な実験動物種として、マウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、モルモット、犬等が知られている。</p>
	終生飼養	<p>動物を、動物の生涯にわたって責任をもって飼うこと。</p>

	用語	説明
さ行	所有者明示（個体識別）措置	動物の所有者が、その所有する動物が自分の動物であることを明らかにするための措置。飼い主の責任の所在を明らかにすることによって、動物の迷子や遺棄等を防止することを目的としている。 具体的には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪・名札、鑑札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等。
	措置命令	行政が、対象者に対して、何らかの行為（措置）を強制する行政処分の一つ。
た行	第一種動物取扱業	動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき業を営もうとする者は、知事又は市長（名古屋市及び岡崎市）の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任者の選任義務がある。動物取扱業には次の7業種がある。
	販売	動物の小売や卸売りやそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。 （取次ぎや代理を含む。） ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。
	保管	保管を目的として顧客の動物を預かる業。 ペットホテル、ペットシッターなど。
	貸出し	愛がん、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業。 ペットレンタル業者、動物派遣業者など。
	訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業。 動物の訓練・調教業者、出張訓練業者。
	展示	動物を見せる業。（動物とのふれあいの提供を含む。） 動物園、水族館、移動動物園、動物サーカスなど。
	競りあわせん業	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りあわせん業の方法により行う業。 動物オークション（会場を設けて行う場合）など。
	譲受飼養業	有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと。 老犬老猫ホームなど
	第二種動物取扱業	飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合については、第二種動物取扱業者（動物の譲渡し、保管、貸出、訓練、展示を非営利で業として行う者）として、都道府県知事や市長（名古屋市及び岡崎市）に届け出なければならない。

	用語	説明
た行	地域猫	<p>特定の飼い主がおらず、地域に住みついている猫（いわゆる野良猫）の数を増やさないために、不妊去勢手術をした上で、一代限りの命を全うするまで、地域の人々の理解と協力の下で適切に共同管理されている猫のこと。</p> <p>特定の個人や不特定多数の人によって、ただ餌を与えられているだけの猫は、適切に管理されているとは言えず、地域猫には含まれない。</p>
	注射済票	<p>狂犬病予防法に基づき、犬に狂犬病予防注射を接種すると交付される接種したという証明。</p> <p>交付された注射済票は、耐久性のある材料で造られており、犬に着けておくことが義務付けられている。</p>
	動物愛護週間	<p>動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物の愛護及び管理に関する法律第4条で定められた期間（9月20日から26日まで）のこと。</p>
	動物愛護推進員	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第38条に基づき、地域における犬・猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事又は政令指定都市及び中核市の市長から委嘱を受けて、犬、猫等の動物の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者。</p>
	動物愛護推進協議会	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき、都道府県等、獣医師会等の団体が組織する、その地域における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し協議を行うための協議会。</p>
	動物介在活動 (Animal-Assisted Activity)	<p>高齢者等を対象として、コミュニケーションの活発化などを期待して行う動物とのふれあい活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが犬や猫などの動物を連れて、老人保健施設など各種福祉施設を訪問し、ふれあいの場を設け、入所者に対して「癒し」の効果と「リハビリテーション」の効果などを期待する活動などをいう。</p>
	動物取扱責任者	<p>第一種動物取扱業者に事業所ごとの選任が義務付けられている専属の常勤職員で、業務を適正に実施するための責任者。</p> <p>資格要件として、獣医師、愛玩動物看護師、半年以上の実務経験（又は実務経験と同様と認められる1年以上の飼養経験）かつ1年以上の業に係る学歴、半年以上の実務経験（又は実務経験と同様と認められる1年以上の飼養経験）かつ業に係る資格の所有のいずれかを満たす必要がある。</p>

	用語	説明
た行	動物取扱責任者研修	動物取扱責任者に受講が義務付けられている都道府県知事等が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修のこと。
	動物の愛護及び管理に関する条例	動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康・安全の保持、動物による人への危害防止、人と動物の共生等を目的とした条例。(県、名古屋市、豊橋市、一宮市及び岡崎市がそれぞれ制定している。)
	動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号)	動物の愛護と動物の適正な管理(危害や迷惑の防止等)を目的とした法律。 動物の飼い主責任、動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、特定動物の飼養規制等について規定している。
	動物の遺棄	動物を捨てること。愛護動物の遺棄行為は動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、罰則(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)が規定されている。
	動物由来感染症	動物から人間へ感染する感染症のこと。 狂犬病、オウム病、エキノコックス症などが知られている。
	特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)で定められた動物のこと。 約650種が選定されており、特定動物の飼養又は保管を行うおうとする者は、知事又は市長(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市)の許可が必要。
は行	不妊去勢措置	動物のみだりな繁殖を防止するために、動物に対して不妊手術・去勢手術を実施すること。
	放浪犬	綱や鎖等につながれず、徘徊している野犬や放し飼いの犬のこと。放浪犬とみなされると、動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき捕獲される。
ま行	マイクロチップ	動物の個体識別措置等を目的とした電子標識器具のこと。円筒形のガラスカプセルで、中に封入されているICチップに、15桁の固有番号が書き込まれている。 動物の皮下に注入し、専用の読み取り機(リーダー)でその番号を読み取る。

3 連絡先一覧

①県の機関

機関名	連絡先	管轄区域
愛知県保健医療局 生活衛生部生活衛生課 獣医衛生・動物愛護グループ	052-954-6298	
動物愛護センター 本所	0565-58-2323	瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、幸田町
動物愛護センター 尾張支所	0586-78-2595	春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村
動物愛護センター 知多支所	0569-21-5567	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
動物愛護センター 東三河支所	0532-33-3777	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

②名古屋市の機関 (休日・時間外連絡先：052-241-3612)

機関名	連絡先	機関名	連絡先
名古屋市健康福祉局健康部 食品衛生課獣医務係	052-972-2649	熱田保健センター	052-683-9678
千種保健センター	052-753-1971	中川保健センター	052-363-4457
東保健センター	052-934-1212	港保健センター	052-651-6486
北保健センター	052-917-6547	南保健センター	052-614-2865
西保健センター	052-523-4612	守山保健センター	052-796-4617
中村保健センター	052-481-2278	緑保健センター	052-891-3632
中保健センター	052-265-2257	名東保健センター	052-778-3107
昭和保健センター	052-735-3959	天白保健センター	052-807-3907
瑞穂保健センター	052-837-3253	動物愛護センター	052-762-0380

③中核市の機関

機関名	連絡先	備考
豊橋市保健所生活衛生課	0532-39-9127	動物取扱業に係る業務については、愛知県動物愛護センター東三河支所が担当
岡崎市動物総合センター	0564-27-0444	
一宮市動物愛護事務所	0586-72-1122	動物取扱業に係る業務については、愛知県動物愛護センター尾張支所が担当
豊田市動物愛護センター	0565-42-2533	動物取扱業に係る業務については、愛知県動物愛護センター本所が担当